

平成 21 年 5 月 16 日

観光庁観光産業課

国内における新型インフルエンザ発生に伴う観光庁の
対応について

観光庁におきましては、本日、(社)日本旅行業協会等以下の観光関係団体に対し「国内における新型インフルエンザ発生への対応について」について文書を発出いたしました。(別紙参照)

宛先一覧

- ・ 旅行関係団体：(社)日本旅行業協会、(社)全国旅行業協会、(社)日本添乗サービス協会、(社)日本海外ツアーオペレーター協会等
- ・ 宿泊関係団体：(社)日本ホテル協会、(社)国際観光旅館連盟、(社)日本観光旅館連盟、(社)全日本シティホテル連盟
- ・ 独立行政法人国際観光振興機構
- ・ 観光庁所管特例民法法人（上記団体以外）

【連絡先】

観光庁観光産業課 金、中井

電話：03-5253-8330

社団法人日本旅行業協会
金 井 耿 殿

観光庁長官

国内における新型インフルエンザ発生への対応について

メキシコ等において発生している新型インフルエンザについては、本日、国内での発生が確認されました。

このことを受け、本日、政府の新型インフルエンザ対策本部幹事会が開催され、政府新型インフルエンザ対策本部での「基本的対処方針」(別添1)を踏まえた「確認事項」(別添2)が決定されました。今回の新型インフルエンザは、現時点においては、メキシコ以外での患者の死亡例は限定されておりますが、国内での感染拡大防止には万全を期す必要があります。

観光庁としましては、同方針及び同確認事項に基づき、事業者等及び事業者団体等に対し、下記のとおり、必要な措置を要請しますので、該当する各事業者及び各団体におかれましては、警戒を行いつつ、迅速かつ冷静な対応の実施に努めるようお願いいたします。なお、今後、感染の拡大により該当することとなった事業者及び団体におかれましては、該当することとなり次第、同様をお願いいたします。また、各事業者の御判断により、更なる対応をとっていただくことも結構です。

記

- (1) 新型インフルエンザについての最新情報の入手に努め、旅行参加者に対し、当該情報の内容や交通機関の運行状況等周知する。
- (2) 旅行参加者に対し適切な感染防止対策を講じるよう要請する。
- (3) 事業者の事務所・職場等について、上記確認事項の三.(二)、(三)、(四)、(五)及び(六)の措置を行う。

※「患者や濃厚接触者が活動した地域等」は、今後、厚生労働省又は地方自治体から公表されるので、必要な準備を行っておくとともに、この公表があり次第、直ちに上記の措置をとるものとする。

なお、(3)については、「確認事項」三.の「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に事務所・職場等を有する事業者等及び事業者団体等に対し、要請を行うものとする。

社団法人日本ホテル協会
中村 裕 殿

観光庁長官

国内における新型インフルエンザ発生への対応について

メキシコ等において発生している新型インフルエンザについては、本日、国内での発生が確認されました。

このことを受け、本日、政府の新型インフルエンザ対策本部幹事会が開催され、政府新型インフルエンザ対策本部での「基本的対処方針」(別添1)を踏まえた「確認事項」(別添2)が決定されました。今回の新型インフルエンザは、現時点においては、メキシコ以外での患者の死亡例は限定されておりますが、国内での感染拡大防止には万全を期す必要があります。

観光庁としましては、同方針及び同確認事項に基づき、事業者等及び事業者団体等に対し、下記のとおり、必要な措置を要請しますので、該当する各事業者及び各団体におかれましては、警戒を行いつつ、迅速かつ冷静な対応の実施に努めるようお願いいたします。なお、今後、感染の拡大により該当することとなった事業者及び団体におかれましては、該当することとなり次第、同様をお願いいたします。また、各事業者の御判断により、更なる対応をとっていただくことも結構です。

記

事業者の事務所・職場等について、上記確認事項の三.(二)、(三)、(四)、(五)及び(六)の措置を行う。

※「患者や濃厚接触者が活動した地域等」は、今後、厚生労働省又は地方自治体から公表されるので、必要な準備を行っておくとともに、この公表があり次第、直ちに上記の措置をとるものとする。

また、上記措置については、「確認事項」三.の「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に事業所・職場等を有する事業者等及び事業者団体等に対し、要請を行うものとする。

独立行政法人国際観光振興機構 理事長 殿

観光庁長官

国内における新型インフルエンザ発生への対応について

メキシコ等において発生している新型インフルエンザについては、本日、国内での発生が確認されました。

このことを受け、本日、政府の新型インフルエンザ対策本部幹事会が開催され、政府新型インフルエンザ対策本部での「基本的対処方針」(別添1)を踏まえた「確認事項」(別添2)が決定されました。今回の新型インフルエンザは、現時点においては、メキシコ以外での患者の死亡例は限定されておりますが、国内での感染拡大防止には万全を期す必要があります。

観光庁としましては、同方針及び同確認事項に基づき、事業者等及び事業者団体等に対し、下記のとおり、必要な措置を要請しますので、該当する各事業者及び各団体におかれましては、警戒を行いつつ、迅速かつ冷静な対応の実施に努めるようお願いいたします。なお、今後、感染の拡大により該当することとなった事業者及び団体におかれましては、該当することとなり次第、同様をお願いいたします。また、各事業者の御判断により、更なる対応をとっていただくことも結構です。

記

- (1) 日本政府観光局ホームページや全国のビジット・ジャパン案内所における訪日外国人旅行者への情報提供を行う。
- (2) 事業者の事業所・職場等について、上記確認事項の三.(二)、(三)、(四)、(五)及び(六)の措置を行う。

※「患者や濃厚接触者が活動した地域等」は、今後、厚生労働省又は地方自治体から公表されるので、必要な準備を行っておくとともに、この公表があり次第、直ちに上記の措置をとるものとする。

なお、(2)については、「確認事項」三.の「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に事業所・職場等を有する事業者等及び事業者団体等に対し、要請を行うものとする。

観光庁所管特例民法法人 代表者 殿

観光庁長官

国内における新型インフルエンザ発生への対応について

メキシコ等において発生している新型インフルエンザについては、本日、国内での発生が確認されました。

このことを受け、本日、政府の新型インフルエンザ対策本部幹事会が開催され、政府新型インフルエンザ対策本部での「基本的対処方針」(別添1)を踏まえた「確認事項」(別添2)が決定されました。今回の新型インフルエンザは、現時点においては、メキシコ以外での患者の死亡例は限定されておりますが、国内での感染拡大防止には万全を期す必要があります。

観光庁としましては、同方針及び同確認事項に基づき、事業者等及び事業者団体等に対し、下記のとおり、必要な措置を要請しますので、該当する各事業者及び各団体におかれましては、警戒を行いつつ、迅速かつ冷静な対応の実施に努めるようお願いいたします。なお、今後、感染の拡大により該当することとなった事業者及び団体におかれましては、該当することとなり次第、同様をお願いいたします。また、各事業者の御判断により、更なる対応をとっていただくことも結構です。

記

事業者の事務所・職場等について、上記確認事項の三.(二)、(三)、(四)、(五)及び(六)の措置を行う。

※「患者や濃厚接触者が活動した地域等」は、今後、厚生労働省又は地方自治体から公表されるので、必要な準備を行っておくとともに、この公表があり次第、直ちに上記の措置をとるものとする。

なお、上記措置については、「確認事項」三.の「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に事業所・職場等を有する事業者等及び事業者団体等に対し、要請を行うものとする。

基本的対処方針

政府は、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型インフルエンザへの対策に総力を挙げて取り組むこととし、次の措置を講ずることを決定した。

- 一. 国際的な連携を密にし、諸外国における罹患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集に最大限の努力を払い、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対し、厚生労働省・外務省や自治体等の相談窓口において適切に対応する。
- 二. 在外邦人に対し支援を行うこと及びウイルスの国内侵入をできる限り防止することを目的として、各国における感染の度合いを勘案し、以下の水際対策を実施する。
 - (一) メキシコ等発生国への感染症危険情報の発出
 - (二) メキシコ等発生国の在外邦人に対する情報提供、タミフルが医療機関から払底した場合の在外邦人への提供等支援の強化
 - (三) メキシコ等発生国からの邦人の帰国を支援するた

めの諸対策の推進

(四) 検疫・入国審査の強化、空港における広報活動の強化

(五) 必要に応じ、メキシコ等発生国からの入国者に関する査証審査の厳格化

(六) メキシコ等発生国から入国した感染者や感染したおそれのある者に対する隔離・停留及び空港等における警備強化

三. ウイルス株を早急に入手し、検査法の確立、病原性等の解析及びパンデミックワクチンの製造に取り組む。

四. 新型インフルエンザの疑いのある患者の届出があったことを踏まえ、患者の国内での発生に備え、以下の対策に万全を期する。

(一) 保健・医療分野を始めとする全ての関係者に対する的確な情報提供

(二) 発熱外来の早急な整備

(三) 国内サーベイランスの強化

(四) 疑いのある患者への迅速・的確な医療の提供

(五) 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や注意喚起

五. 国内で患者が発生した場合には、ウイルスの特徴や感染拡大の恐れに応じて、四に加え、弾力的、機動的に以下の措置を講ずる。

(一) 積極的疫学調査の徹底

(二) 患者や濃厚接触者が活動した地域等における感染拡大防止措置の徹底

- 外出にあたってのマスク着用、うがい、手洗い、咳エチケットの徹底等の呼びかけ
- 不要不急の外出自粛の要請
- 時差出勤や自転車・徒歩等による通勤の要請
- 集会、スポーツ大会等の開催自粛の要請
- 必要に応じ、学校・保育施設等の臨時休業の要請
- 事業者に対し不要不急の事業の縮小の要請

(三) 抗インフルエンザウイルス薬等の円滑な流通と適切な使用

(四) 医療従事者や初動対応要員等の保護

確認事項

平成 21 年 5 月 16 日

新型インフルエンザ対策本部幹事会

政府は、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型インフルエンザへの対策に総力を挙げて取り組むこととし、メキシコでの発生が確認されて以来、情報の収集と提供、在外邦人の支援とウイルスの国内侵入の防止を目的とした水際対策等を実施してきた。

この間に確認された海外の症例等を見ると、今回の新型インフルエンザについては、通常の季節性インフルエンザと同様に感染性は強いが、多くの方が軽症のまま回復したことが確認されている。

しかし、基礎疾患のある者を中心に、重症化する傾向があり、死亡例も報告されている。

本日、新型インフルエンザの患者が国内で確認され、地域における感染が始まった可能性が高いことから、基本的対処方針（平成 21 年 5 月 1 日新型インフルエンザ対策本部決定）を踏まえ、自治体、医療機関、事業

者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得て、当面、次の措置を講ずる。

一．広範な情報収集と国民に対する迅速かつ的確な情報提供を行う。

(一) ウイルスの感染力や病原性、検査方法、感染防止策、治療方法等に関する正確な情報提供を行う。

(二) 国内サーベイランスを強化する。

(三) 問い合わせに対し、発熱相談センターや自治体、厚生労働省や外務省等の相談窓口において適切に対応する。

二．国内での患者発生に対応した医療体制の整備等を早急に進める。

(一) 発熱外来の整備を進める。整備の方法については、各自治体が地域の実情を踏まえ、適切かつ柔軟に判断する。

(二) 抗インフルエンザウイルス薬等の円滑な流通を確保する。

(三) 患者との濃厚接触者や、医療従事者、初動対応要員等のうち感染防止策が不十分なため、ウイルスに暴露した疑いのある者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

三. 地域や職場における感染拡大を防止するため、患者や濃厚接触者が活動した地域等において、次の措置を講ずる。

- (一) 積極的疫学調査を徹底する。
- (二) 外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等呼びかける。
- (三) 事業者や学校に対し、時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- (四) 集会、スポーツ大会等については、一律の自粛要請は行わないが、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- (五) 学校（大学を除く。以下同じ。）・保育施設等については、児童・生徒等を通じて感染源となりやすいことから、発生した患者が学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の

一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校・保育施設等の臨時休業を要請する。また、発生した患者が児童・生徒等以外である場合であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがあるときは、同様に、学校・保育施設等の臨時休業を要請する。なお、臨時休業は、基本的には、発生段階が回復期に至るまでは継続することになるが、疫学的情報を踏まえ、各都道府県において1週間ごとに検討を行う。大学に対しては、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請する。

なお、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。

(六) 事業者については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

四. 水際対策としての検疫・入国審査及び発生国における在外邦人に対する支援に引き続き取り組む。

五. ウイルスの病原性等の解析及びパンデミックワクチンの開発に取り組む。

六. 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者

に対し、供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。

七. 必要に応じ、次の措置を講ずる。

(一) 食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。

(二) 社会混乱に乗じた各種犯罪の取締り等治安の維持に当たる。